

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石 垣 食 品 株 式 会 社  
代表取締役社長 石 垣 裕 義

## 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 4階 桐の間
3. 目的事項  
報告事項 第57期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 取締役3名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.ishigakifoods.co.jp>）にて、修正後の内容を開示いたします。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策の実行やそれらに対する期待感等から、円高の是正や株価の浮揚といった効果が表れ、輸出・雇用情勢・設備投資などが復調するなど、穏やかな景気回復基調となりました。個人消費にも一部で持ち直しの動きが見られたものの、円安に伴う輸入品価格や電気料金等の値上げ、新興国経済の先行き不安、消費税の増税などから、先行きが不透明な状態が続きました。

食品業界においても、個人消費の持ち直しの影響が一部に見られたものの、景気の先行き不透明さから消費増税前の駆け込み需要が生じるなど、消費者の生活防衛・節約意識の高い状態が続きました。加えて、依然として原材料価格の高止まりが続く中、円安による輸入資材の価格高騰も生じ、食品製造業者の経営環境は、ますます厳しさを増し続けております。

このような環境の中で当社は、飲料事業においては、主力の「フジミネラル麦茶」は少子化に伴う市場縮小と価格競争の激化の中で、お徳用タイプに「ごぼう茶」のティーバッグを付けるキャンペーンを行うなど積極的な販促策を実行して着実な売上高の維持を目指し、「ごぼう茶」は成長堅持と市場における地位確保、「烏龍茶」は原料が安全な台湾産であることを前面に押し出したリニューアルによる売上回復を目指しました。珍味事業においては、採算の悪化したビーフジャーキーの原料肉を中国産から割安な豪州産に変更することに加えて、内容量減少による実質的な値上げを行って採算を改善する一方、形態の異なる新商品を加えることで、売上高の伸長を目指しました。その他の事業は、着実な利益計上を図れる事業として、売上高確保を目指しました。

これらの結果、収益面では、飲料事業においては、主力の麦茶が前述の販促策が奏功するなどで前期並みの売上高を確保し、健康茶において「杜仲茶」も春にテレビの健康番組で紹介された影響から増収となりましたが、「ごぼう茶」が前期のブームの反動から大幅な減収となったほか、「烏龍茶」もリニューアルが想定どおりの効果を発揮せず、飲料事業合計では減収となりました。

珍味事業においては、自社ブランド商品について伸長の鈍化が続く一方で、OEM供給商品についてもリニューアルに伴って一時的に商品供給が止まる時期が長引いた影響から減収となりました。

その他の事業においては、だしのもとが堅調であったものの、業務用ナルトが減収となりました。

損益面では、飲料事業においては、ごぼう茶の生産量減少が全社的な工場稼働率や損益を大幅に悪化させました。珍味事業においては、中国生産子会社工場の採算が原材料高、賃金高騰、円安で悪化したことに加え、ビーフジャーキーの生産量が大幅に減少して稼働率が大幅に悪化しました。円安による採算悪化は、特に大きなものとなりました。

また通期に亘って保有する投資有価証券の売却を行うことで、投資有価証券売却益9百万円を計上いたしました。なお当社の取扱い商品においては、消費税の増税前の駆け込みによる影響は、特に見られませんでした。

以上の結果、売上高596百万円（前期比16.4%減）、営業損失32百万円（前期は営業利益21百万円）、経常損失30百万円（前期は経常利益28百万円）、当期純損失21百万円（前期は当期純利益23百万円）となりました。

連結業績は、売上高601百万円（前連結会計年度比16.0%減）、営業損失72百万円（前連結会計年度は営業利益22百万円）、経常損失77百万円（前連結会計年度は経常利益27百万円）、当期純損失68百万円（前連結会計年度は当期純利益22百万円）となりました。

## 製品別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
飲 料 事 業			
麦 茶	187,574	31.5%	98.4%
健 康 茶	95,070	15.9	59.0
小 計	282,644	47.4	80.4
珍 味 事 業			
ビーフジャーキー	307,208	51.5	87.1
そ の 他			
乾燥ナルト・カマボコ	4,387	0.7	63.0
そ の 他	2,200	0.4	104.5
小 計	6,587	1.1	72.6
合 計	596,440	100.0	83.6

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第54期	第55期	第56期	第57期
		平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	(当期) 平成26年3月期
売 上 高 (千円)		541,443	571,852	713,266	596,440
経 常 損 益 (千円)		△11,773	1,781	28,001	△30,501
当 期 純 損 益 (千円)		△6,429	1,201	23,190	△21,736
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	円 銭	△2 07	0 35	6 84	円 銭 △6 41
総 資 産 (千円)		419,124	420,028	459,537	418,528
純 資 産 (千円)		352,950	355,058	382,180	349,942
1 株 当 たり 純 資 産 額	円 銭	104 17	円 銭 104 79	円 銭 112 79	円 銭 103 28

- (注) 1. 第54期は、ピーフジャーキーの増収により売上高の増加及び損失の縮小となりました。
2. 第55期は、健康茶及びごぼう茶の増収により売上高の増加、経常利益及び当期純利益の計上をするに至りました。
3. 第56期は、ごぼう茶の大幅な増収により、増収・増益となりました。
4. 当期（第57期）の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業

### (4) 対処すべき課題

当社におきましては、飲料事業については、工場の夏季繁忙期と冬季閑散期の生産稼働率の平準化を図ることと、少子化に伴って長期的な市場縮小傾向が続く麦茶の売上の減少に歯止めをかけることが課題となっております。飲料業界に先駆けて投入しトップブランドの地位にあるごぼう茶は、これらの課題の解決に一役買っているものの、いまだ課題を一掃するには至っておらず、更なるごぼう茶の成長と地位の確保に加え、「フジミネラル麦茶」と「ごぼう茶」のブランド力を活かした新たな健康茶の新商品を投入し、課題解決を目指してまいります。

珍味事業については、売上の伸長が続いておりましたが、当期は伸長が止まったため、伸長に戻し、かつ続けていくことが課題となっております。当社としては、取扱店舗やOEM等による新規販路の拡大、商品バリエーションの拡充を引き続き図ることで、伸長を目指してまいります。

その他の事業については、委託生産品であるナルトについて、着実な売上及び利益の計上が続くよう、目指してまいります。

損益面においては、基幹業務システムの運用コストの低減や、工場の継続的な生産合理化など、重ねての採算改善を目指してまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「飲料事業」及び「珍味事業」に分類しております。

「飲料事業」は、麦茶等の嗜好飲料及びごぼう茶・烏龍茶等の健康飲料を生産しております。「珍味事業」は、ビーフジャーキーを生産しております。

### (6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
成田空港工場 千葉県香取郡多古町飯笹782番地9

## (7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12(7)名	－(1)名	44.8歳	19.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,390,000株
- ③ 株主数 756名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸物産	1,058千株	31.2%
石垣裕義	696	20.6
株式会社石垣共栄会	338	10.0
石垣靖子	209	6.2
株式会社さくらカaramel	76	2.2
加藤徹嘉	73	2.2
杉浦由美子	64	1.9
松本智幸	60	1.8
高島順	53	1.6
柳橋恵美子	21	0.6

(注) 持株比率は自己株式（1,779株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石垣裕義	ウェイハン石垣食品有限公司董事長
取締役	原久	製造部長、成田空港工場長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
取締役	杉浦友昭	海外部長、 ウェイハン石垣食品有限公司董事
常勤監査役	片平亮太	
監査役	杉浦由美子	株式会社石垣共栄会監査役
監査役	渡邊洋次	渡邊洋次税理士事務所代表

- (注) 1. 監査役杉浦由美子氏及び渡邊洋次氏は、社外監査役であります。杉浦由美子氏は、当社業務執行者の3親等以内の親族であります。
2. 監査役杉浦由美子氏は、株式会社石垣共栄会の監査役を兼務しております。なお、同社は当社発行済株式の10.0%を保有する大株主であります。
3. 監査役渡邊洋次氏は、渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は監査役渡邊洋次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (-)	21,108千円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	2,640 (840)
合計	6	23,748

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和59年6月28日開催の第27期定時株主総会において年額78百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、昭和59年6月28日開催の第27期定時株主総会において年額9百万円以内と決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

##### ロ. 社外役員の主な活動状況

- ・取締役会、監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（1回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 杉浦由美子	12回	100.0%	1回	100.0%
監査役 渡邊洋次	12	100.0	1	100.0

- ・取締役会、監査役会における発言状況

- 監査役杉浦由美子氏は、第三者的な立場から、取締役会、監査役会において経営・新製品投入等に関し客観的な発言・提言を行っております。
- 監査役渡邊洋次氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において財務・法規の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

##### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 9,500千円

ロ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 9,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断



した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

### ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

### ⑥ 監査役の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命すること

とする。また、その異動については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

## (6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>198,381</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>59,763</b>
現 金 預 金	49,740	支 払 手 形	13,596
受 取 手 形	665	買 掛 金	15,067
売 掛 金	86,956	リ ー ス 債 務	2,570
商 品 及 び 製 品	35,799	未 払 金	20,878
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	23,499	未 払 費 用	2,435
前 渡 金	79	前 受 金	163
未 収 入 金	1,641	預 り 金	1,485
<b>固 定 資 産</b>	<b>220,146</b>	賞 与 引 当 金	3,566
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>107,845</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,821</b>
建 物	45,662	リ ー ス 債 務	8,609
構 築 物	3,020	繰 延 税 金 負 債	212
機 械 及 び 装 置	8,484	<b>負 債 合 計</b>	<b>68,585</b>
車 両 運 搬 具	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
工 具 器 具 備 品	635	<b>株 主 資 本</b>	<b>349,559</b>
土 地	47,780	資 本 金	300,000
リ ー ス 資 産	2,262	資 本 剰 余 金	53,293
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,158</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	53,293
電 話 加 入 権	575	利 益 剰 余 金	△2,951
ソ フ ト ウ ェ ア	561	利 益 準 備 金	440
リ ー ス 資 産	8,021	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,391
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>103,142</b>	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,391
投 資 有 価 証 券	3,740	<b>自 己 株 式</b>	<b>△782</b>
関 係 会 社 出 資 金	92,245	評 価 ・ 換 算 差 額 等	383
長 期 前 払 費 用	835	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	383
差 入 保 証 金	6,321	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>349,942</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>418,528</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>418,528</b>

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から）  
（平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	596,440
売 上 原 価	392,731
売 上 総 利 益	203,709
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	236,012
営 業 損 失	32,303
営 業 外 収 益	2,116
営 業 外 費 用	314
経 常 損 失	30,501
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,344
税 引 前 当 期 純 損 失	21,156
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	580
当 期 純 損 失	21,736

（注） 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成25年4月1日 残高	300,000	53,293	53,293	—	23,190	23,190	△782	375,700
事業年度中の変動額								
当期純損失					△21,736	△21,736		△21,736
利益準備金の積立				440	△440	—		—
剰余金の配当					△4,404	△4,404		△4,404
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計				440	△26,581	△26,141		△26,141
平成26年3月31日 残高	300,000	53,293	53,293	440	△3,391	△2,951	△782	349,559

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成25年4月1日 残高	6,479	6,479	382,180
事業年度中の変動額			
当期純損失			△21,736
利益準備金の積立			—
剰余金の配当			△4,404
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△6,096	△6,096	△6,096
事業年度中の変動額合計	△6,096	△6,096	△32,237
平成26年3月31日 残高	383	383	349,942

(注) 記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社出資金

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 従業員の退職金支給に備えるために中小企業退職金共済制度に加入しております。

② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 216,647千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

短期金銭債権 823千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	9,574千円
仕入高	185,808千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,390,000株	一株	一株	3,390,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,779株	一株	一株	1,779株

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,404千円	1.3円	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）  
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金預金	49,740	49,740	—
(2) 受取手形	665	665	—
(3) 売掛金	86,956	86,956	—
(4) 投資有価証券	3,740	3,740	—
資産計	141,102	141,102	—
(1) 支払手形	13,596	13,596	—
(2) 買掛金	15,067	15,067	—
(3) 未払金	20,878	20,878	—
負債計	49,542	49,542	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 関係会社出資金（貸借対照表計上額92,245千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
賞与引当金	1,399千円
未払費用	170千円
見越販売促進費	700千円
未払事業税	367千円
繰越欠損金	73,594千円
その他	16千円
繰延税金資産小計	76,250千円
評価性引当額	△76,250千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△212千円
繰延税金負債合計	△212千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

当事業年度末においてリースにより使用している固定資産は、重要性が低いため、注記を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の関係会社	株式会社神戸物産	64,000	卸売業	直接 31.2	なし	当社製品の販売	ビーフジャーキー等の販売	9,574	売掛金	823

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### (3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	92,245	食品製造業	直接100.0	兼任 3人	生産子会社	増資の引受 仕入	49,300 185,808	前渡金	64

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 103円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 6円41銭   |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員 公認会計士 村本 泰雄 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 茂樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月24日

石垣食品株式会社 監査役会  
常勤監査役 片平亮太 ㊟  
社外監査役 杉浦由美子 ㊟  
社外監査役 渡邊洋次 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	いし がき ひろ よし 石 垣 裕 義 (昭和36年12月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成元年11月 当社営業部長就任 平成2年6月 当社取締役就任 平成4年6月 当社常務取締役就任 平成10年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成17年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長（現任）	696,500株
2	はら ひさし 原 久 (昭和24年9月25日生)	昭和51年1月 当社入社 昭和60年7月 当社船橋工場長就任 平成2年6月 当社取締役就任（現任） 平成2年7月 当社製造部長就任（現任） 平成4年6月 当社成田空港工場長（現任） 平成4年8月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事（現任）	3,000株
3	すぎ うら とも あき 杉 浦 友 昭 (昭和33年2月9日生)	昭和61年4月 当社入社 平成2年7月 当社成田空港工場長就任 平成3年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事（現任） 平成4年6月 当社海外部長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	2,000株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かた ひら りょう た 片 平 亮 太 (昭和21年2月22日生)	昭和62年4月 食品技術研究所フーズ代表就任 平成8年6月 当社取締役就任 平成22年6月 当社監査役就任（現任）	なし
2	わた なべ ひろ つぐ 渡 邊 洋 次 (昭和20年12月21日生)	昭和56年8月 渡邊洋次税理士事務所開業 代表就任（現任） 平成15年5月 東京電子サービズ株式会社 非常勤監査役就任（現任） 平成17年6月 株式会社生活科学運営 非常勤監査役就任（現任） 平成18年9月 株式会社チヨダイエヌワイ 非常勤監査役就任（現任） 平成22年6月 当社監査役就任（現任）	なし

- (注) 1. 候補者渡邊洋次氏は、渡邊洋次税理士事務所の代表を兼務しており、当社は同社との間に税理士顧問契約の取引関係があります。  
なお他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者渡邊洋次氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は渡邊洋次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 渡邊洋次氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性  
監査役候補者渡邊洋次氏は、税理士として、また複数の会社における非常勤監査役として、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について  
監査役候補者渡邊洋次氏は、税理士として、また複数の会社における非常勤監査役として、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者渡邊洋次氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
いしがき せい こ 石垣靖子 (昭和11年9月21日生)	昭和58年12月 株式会社石垣共栄会取締役就任 (現任)	209,500株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 石垣靖子氏は、当社取締役社長石垣裕義氏の3親等内の親族(母)であります。

以上

# 第57期定時株主総会会場ご案内略図

会場 ホテルグランドパレス 4階 桐の間  
東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
連絡先 03-3264-1111 (ホテル代表番号)



## 交通のご案内

- 東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線  
＜九段下駅＞ 徒歩1分
- JR総武線、東京メトロ東西線・有楽町線・南北線  
＜飯田橋駅＞ 徒歩7分